

電波監理審議会会長会見用資料

平成29年12月13日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送を
行う基幹放送局の予備免許について
(平成29年12月13日 諮問第26号)

[中国・四国広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(山本課長補佐、岡本主査)

電話：03-5253-5737

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する 移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の 予備免許について

(中国・四国広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許)

平成29年12月13日
情報流通行政局

背景

- 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった周波数帯域の一部(99MHzを超え108MHz以下)を使用し、地方ブロックを放送対象地域とした移動受信用地上基幹放送(以下「V-Lowマルチメディア放送」という。)について、平成25年に制度整備を行い、平成26年7月にV-Lowマルチメディア放送の特定基地局に係る株式会社VIPの開設計画を認定し、平成27年に九州・沖縄広域圏、関東・甲信越広域圏、近畿広域圏、平成28年に東海・北陸広域圏、平成29年に東北広域圏の親局に対して予備免許を交付した。

〔これまでの経緯〕

- 平成25年 9月 「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表
- 12月 制度整備(改正省令等公布・施行)
- 平成26年 7月 株式会社VIPから申請があった特定基地局の開設計画(全7地域)に対して総務大臣の認定
(「北海道」並びに「東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の各広域圏)
- 平成27年 6月 V-Low福岡局(九州・沖縄広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許(同年11月免許)
- 7月 V-Low東京局(関東・甲信越広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許(同年12月免許)
- 10月 V-Low大阪局(近畿広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許(平成28年2月免許)
- 平成28年 2月 V-Low名古屋局(東海・北陸広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許(同年6月免許)
- 平成29年10月 V-Low仙台局(東北広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許

諮問の概要

- 今般、株式会社VIPから、中国・四国広域圏について、電波法(昭和25年法律第131号)第6条第2項の規定に基づき、無線局(親局)開設の申請がなされた。
- 審査の結果、同法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、同法第8条第1項の規定に基づき予備免許を付与することとしたい。
(予備免許に当たっては、既設無線局との干渉調整のため、同法第104条の2第1項の規定に基づき条件を付す予定。)

申請の概要

(1) 申請者	株式会社VIP(代表取締役社長 仁平 成彦)
(2) 無線局の名称	V-Low広島(中国・四国広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)
(3) 運用開始の予定期日	免許の日から6月以内の日
(4) 希望する周波数及び空中線電力	99MHzから103.5MHzまで 1kW
(5) 無線設備の設置場所	送信所: 広島県広島市、演奏所: 広島県広島市

申請者の概要

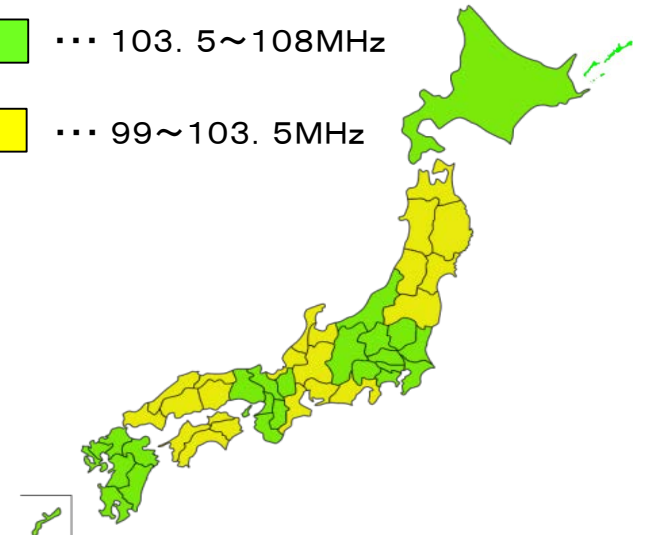
(1) 本社所在地	東京都千代田区麹町
(2) 設立	平成26年1月16日
(3) 資本金	約28億円(資本準備金を含む)
(4) 出資者	株式会社ジャパンマルチメディア放送
(5) 主な事業	マルチメディア放送の基幹放送局提供事業
(6) 役員(常勤)	
代表取締役社長	仁平 成彦 (兼 株式会社エフエム東京i-dio事業本部副本部長)
取締役	川島 修 (兼 株式会社エフエム東京総務局技術部長 兼 同社i-dio事業本部開発部長)
	土屋 正己 (兼 株式会社エフエム東京執行役員i-dio事業本部長 兼 東京マルチメディア放送株式会社常務取締役 兼 株式会社ジャパンマルチメディア放送常務取締役)
	五味 良二 (兼 株式会社エフエム東京i-dio事業本部開発部)
監査役	松永 香織 (兼 株式会社エフエム東京業務監査部長 兼 同社経営戦略室経営計画部長 兼 同社グループ経営管理室専任部長弁護士 兼 株式会社ジャパンマルチメディア放送監査役)

使用可能な周波数

- 東北広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏
99～103.5MHz
- 北海道、関東・甲信越広域圏、近畿広域圏、九州・沖縄広域圏
103.5～108MHz

... 103.5～108MHz

... 99～103.5MHz



審査結果

以下に照らし審査した結果、いずれも適合していると認められる(主な審査結果の概要は以下のとおり。)

- 電波法第7条第2項第1号(工事設計及び電気通信設備の技術基準への適合性)
- 同項第2号(周波数の割当可能性)
- 同項第3号(業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力の有無)
- 同項第7号(基幹放送局の開設の根本的基準への適合性)

(1) 技術審査

次の項目について審査を実施。

- 工事設計の電波法第3章に定める無線設備の技術基準への適合性【電波法第7条第2項第1号】
- 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法第121条第1項の技術基準への適合性【電波法第7条第2項第1号】
- 周波数の割当可能性【電波法第7条第2項第2号】
- 業務を維持するに足る技術的能力の有無【電波法第7条第2項第3号】
- 既設無線局の運用等への影響の有無(基幹放送局の開設の根本的基準関係)【電波法第7条第2項第7号】

⇒ 審査の結果、いずれの項目も適合している※ものと認められる。

※予備免許に当たり、既設無線局(航空無線航行業務の無線局)との干渉調整のため、試験電波の発射に際して段階的に出力を上げることとする等の条件を付すこととする。

(2) 特定基地局の開設指針への適合性(基幹放送局の開設の根本的基準関係)【電波法第7条第2項第7号】

- 申請者の特定基地局の開設計画は、平成26年7月15日に総務大臣の認定を受けたもの。
- 本申請では、計画認定時と比べて特定基地局整備の後ろ倒し等が生じているものの、特定基地局の開設指針等の各規定(世帯カバー率等)を満たす計画であるため、適合していると認められる。

(3) 業務を維持するに足る経理的基礎の有無〔電波法第7条第2項第3号〕

○事業収支見積り

収入、支出が適切に計上されており、2020年度に当期純利益が単年度黒字に転換する事業計画となっている。

(百万円)

・売上高:主にソフト事業者からの放送局設備提供役務料金収入を計上。

・営業費用:技術費、減価償却費、受信障害対策費、電波利用料等を計上。
減価償却費は主に特定基地局の整備に係るもの。

※2017年度から2021年度までの5年間で、開設計画上の大規模・中規模局52局、小規模局132局、計184局(約136億円)を整備する計画。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
売上高	671	1,021	1,623	3,104	4,814
営業費用	1,792	1,919	2,518	2,606	2,882
営業利益	▲1,122	▲898	▲895	498	1,932
当期純利益	▲1,192	▲998	▲1,096	269	1,707
利益剰余金	▲2,360	▲3,359	▲4,455	▲4,186	▲2,479

(参考) (株)VIPは、7地域のうち、2016年3月に関東・甲信越広域圏、近畿広域圏、及び九州・沖縄広域圏において、2016年7月に東海・北陸広域圏においてサービスを開始した。今般は、中国・四国広域圏において2017年度内にサービスを開始すべく予備免許申請を行うもの。東北広域圏については2017年度内、北海道については2018年度内のサービス開始をそれぞれ見込んでいる。事業収支見積りはこのスケジュールを前提としている。

○キャッシュフロー

・5年間のキャッシュフロー計算書によれば、特定基地局の整備等に充てる資金として、申請者(株)VIPの親会社である(株)ジャパンマルチメディア放送から120億円を借り入れ、また、40億円の増資を行うこととしている等、期間を通して資金不足とならない計画となっている。

・また、(株)ジャパンマルチメディア放送においては、(株)VIPへの貸付に充てる資金として、5年間で140億円の外部資金調達を行う計画。

⇒ 以上のとおり、事業収支見積り等の記載内容は、客観的に適切なものであり、確実に事業計画を実施することができるものであると認められる。

平成 29 年 12 月 13 日

日本放送協会所属の基幹放送局における
電気通信設備の変更の許可について
(平成 29 年 12 月 13 日 諮問第 27 号)

[デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の予備送信所の設置]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(篠澤課長補佐、井上係長)

電話：03－5253－5787

日本放送協会所属の基幹放送局における電気通信設備の変更の許可について

(デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の予備送信所の設置)

1 変更概要

日本放送協会は、デジタル総合テレビジョン放送を行う松江放送局の予備装置を追加し、災害等により主送信所が使用不能となる事態に備え、新たに予備送信所の設置を希望している。

このため、本整備により、放送の円滑な運用ならびに安全・信頼性の向上に寄与することを目的として、電気通信設備の変更を希望している。

2 審査概要

今般の電気通信設備の変更に関し、以下のとおり審査した結果、電波法第 7 条第 2 項の規定に適合しているものと認められる。

- ・新たに設置する予備送信所が使用する電波は、主送信所が使用する電波の範囲内であることから、電波法第三章に定める技術基準に適合している。
- ・本整備により、主送信所の送信設備が機能しなくなった場合に限り、予備送信所を運用し放送を継続することが可能となり、放送の安全・信頼性のより一層の向上が図られるため、放送法施行規則第四章第五節第一款に定める技術基準（第 104 条～第 114 条）への適合性が認められることから、放送法第 121 条第 1 項の規定に適合している。

N H K 松江放送局の予備送信所の設置

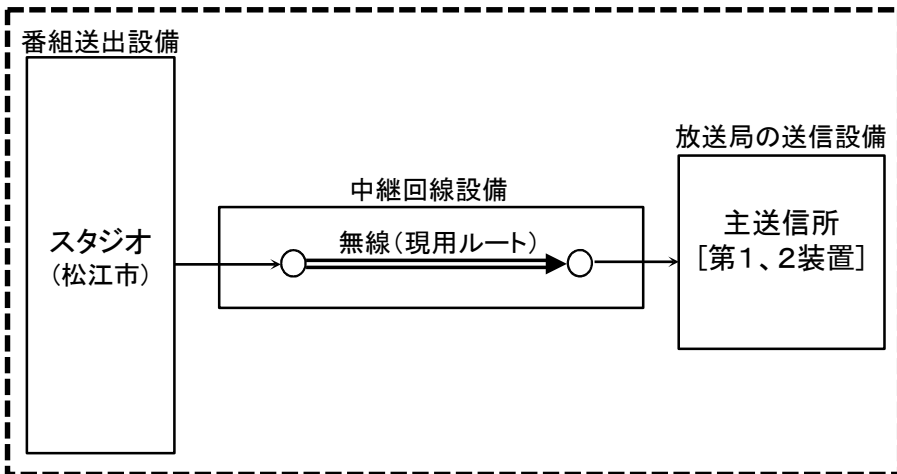
概 要

- 日本放送協会は、デジタル総合テレビジョン放送を行うNHK松江放送局の予備装置を追加し、災害等により主送信所が使用不能となる事態に備え、新たに予備送信所の設置を希望している。
- このため、本整備により、放送の円滑な運用ならびに安全・信頼性の向上に寄与することを目的として、以下のとおり、電気通信設備の変更を希望している。

電気通信設備の構成

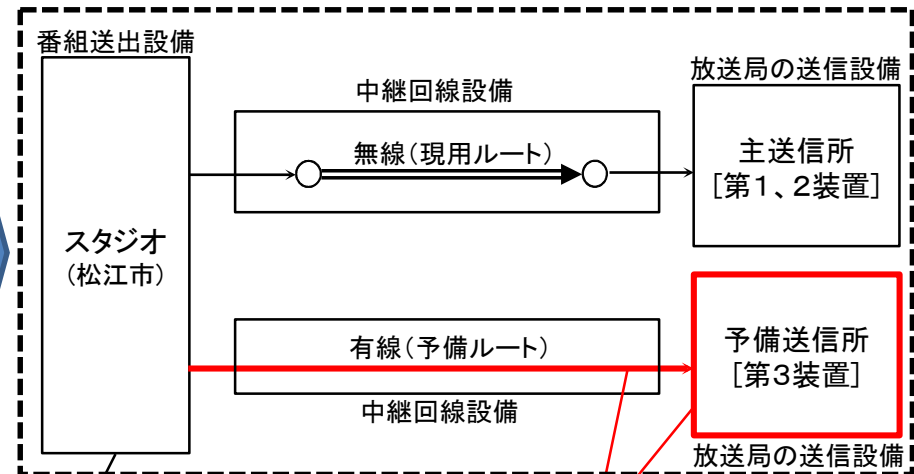
【概要図(変更前)】

(NHK松江放送局)



【概要図(変更後)】

(NHK松江放送局)



(注)

第1装置: 現用送信機

第2装置: 代替送信機

第3装置: 予備送信機

番組送出設備
の変更なし

今回の追加部分

N H K 松江放送局に所属する電気通信設備の構成の変更の審査

1. 審査概要

- 今般の電気通信設備の構成の変更に関し、以下のとおり審査した結果、電波法第7条第2項の規定に適合しているものと認められる。
 - 新たに設置する予備送信所が使用する電波は、主送信所が使用する電波の範囲内であることから、電波法第三章に定める技術基準に適合している。
 - 本整備により、主送信所の送信設備が機能しなくなった場合に限り、予備送信所を運用し放送を継続することが可能となり、放送の安全・信頼性のより一層の向上が図られるため、放送法施行規則第四章第五節第一款に定める技術基準(第104条～第114条)への適合性が認められることから、放送法第121条第1項の規定に適合している。

電波法(昭和25年5月2日法律第131号)

(申請の審査)

第7条 (略)

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれかに適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第121条第1項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

二～七(略)

3～6 (略)

2. その他

- 平成31年度までに電気通信設備の変更を行う予定のある基幹放送局は下表のとおり。

＜放送局の送信設備の変更を行う基幹放送局＞

地域	対象局	メディア区分		工事開始 (予定)	(本件)
		デジタル総合テレビジョン	ラジオ第1放送		
島根	松江	○		平成29年度	
北海道	室蘭	○		平成31年度	
青森	青森	○			
石川	金沢	○			
愛知	名古屋	○	○		
大阪	大阪		○		
広島	広島	○	○		
岡山	岡山		○		
愛媛	松山	○			
高知	高知	○	○		
鹿児島	鹿児島	○	○		

[参考] NHK 松江放送局に所属する電気通信設備の構成の変更の確認項目

デジタルテレビジョン放送の安全・信頼性確認項目

放送法(昭和25年5月2日法律第132号)

(設備の維持)

第121条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定めなければならない。

- 一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

放送法施行規則第四章第五節第一款に定める技術基準(第104条～第114条)

本整備により、主送信所の送信設備が機能しなくなった場合に限り、予備送信所を運用し放送を継続することが可能となり、放送の安全・信頼性のより一層の向上が図られる

項番	講じるべき措置		番組送出設備	中継回線設備	放送局の送信設備
(1)	予備機器等(第104条)	予備機器の確保、切替	○	○	○
(2)	故障検出(第105条)	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○
		② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知			
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備(第106条)	① 試験機器の配備	○	○	○
		② 応急復旧機材の配備	○	○	○
(4)	耐震対策(第107条)	① 設備据付けに関する地震対策	○	○	○
		② 設備構成部品に関する地震対策	○	○	○
		③ ①、②に関する大規模地震対策	○	○	○
(5)	機能確認(第108条)	① 予備機器の機能確認	○	○	○
		② 電源供給状況の確認	○	○	○
(6)	停電対策(第109条)	① 予備電源の確保	○	○	○
		② 発電機の燃料の確保	○	○	○
(7)	送信空中線に起因する誘導対策(第110条)	電磁誘導の防止	○	○	○
(8)	防火対策(第111条)	火災への対策	○	○	○
(9)	屋外設備(第112条)	① 空中線等への環境影響の防止		○	○
		② 公衆による接触の防止		○	○
(10)	放送設備を収容する建築物(第113条)	ア 建築物の強度	○	○	○
		イ 屋内設備の動作環境の維持	○	○	○
		ウ 立ち入りへの対策	○	○	○
(11)	耐震対策(第114条)	雷害への対策	○	○	○

電波監理審議会会長会見用資料

平成 29 年 12 月 13 日

日本放送協会の旧熊本放送会館の建物を貸与する業務の認可について
(平成 29 年 12 月 13 日 諮問第 28 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(茅野課長補佐、簗下係長)

電話：03－5253－5778

日本放送協会の旧熊本放送会館の建物を貸与する業務の認可について

申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第14項の規定に基づき、同条第3項第1号に定める業務として、「旧熊本放送会館の建物を貸与する業務」を行うことについての認可申請があったもの。申請の概要は次のとおり。

- 放送法（昭和25年法律第132号）（抄）
（業務）
第二十条 （略）
2 （略）
3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。
一 協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。
二 （略）
4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。
5～13 （略）
14 協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
15 （略）

（1）業務の内容

熊本市から、協会の保有する旧熊本放送会館の建物について、熊本地震からの復旧復興に資するべく、熊本城再建に必要な部材や震災関連資料の保管庫等として利用したい旨の依頼があったため、現用に供していない当該建物を、同市に対して貸与するもの。

（2）業務を行うことを必要とする理由

当該貸与により、熊本地震からの復旧復興に利用されることが、地域社会の公益に資することになるため。

（3）業務の実施計画の概要

① 対象となる施設

旧熊本放送会館の建物（熊本市中央区千葉城町、3階建て、1階床面積 3,218.14㎡、土地面積 11,784.85㎡、昭和37年12月竣工）

② 必要経費・貸与の価格

本業務の実施に当たっては、熊本市が貸与期間中における当該建物について、維持管理の経費を負担するとともに、固定資産税及

び都市計画税に係る非課税の措置を講じるため、必要経費が発生しないことから、無償貸与とする。

③ 貸与期間

認可後速やかに実施し、平成33年4月末までとする。

(4) その他必要な事項

- ① 本業務に併せて旧熊本放送会館の土地を貸与する業務も行うが、これは現に認可を受けている「協会の保有する土地を一般の利用に供し、または賃貸する業務」として実施するものである。
- ② 熊本市は、旧熊本放送会館の所在地について、熊本城の旧城域内に位置し、千葉城跡として歴史・文化的価値が大きく、遺構の保存や景観の保全が必要な地区であるという認識を持っており、今回の建物及び土地の貸与依頼に併せて、同市から、旧熊本放送会館跡地の購入に向けた協議についても依頼があり、協会としても協議に応じることとするものである。

審査の結果

本件に係る審査の結果は次のとおりであり、本件については適当であると認められるので、申請のとおり認可することとしたい。

審査項目	審査結果
1 本業務が公共放送たる協会が行うにふさわしいものであること。	本業務は、旧熊本放送会館の建物について、熊本地震からの復旧復興に資するべく、熊本城再建に必要な部材や震災関連資料の保管庫等として利用したい旨の熊本市からの依頼を受けて実施するものであり、熊本地震からの復旧復興に貢献し、地域社会の公益に資するものである。 また、本業務終了後の扱いについて、同市から、旧熊本放送会館の所在地が熊本城の旧城域内に位置し、千葉城跡として歴史・文化的価値が大きく、遺構の保存や景観の保全が必要な地区であるとの認識の下、貸与後の旧熊本放送会館跡地購入に向けた協議の依頼がなされている。 よって、本業務は、公共放送の担い手としての協会が行うにふさわしいものであると認められる。
2 本業務が協会の目的を達成するための業務の円滑な遂行に支障を与えないものであること。	熊本放送会館については、平成28年11月に新施設（中央区花畑町）が竣工し、平成29年6月に旧施設から新施設への移転が完了している。 本業務は、非現用の旧施設を貸与するものであることから、協会の目的を達成するための業務の円滑な遂行に支障を与えないものであると認められる。
3 本業務が民間といたずらに競合しないものであること。	本業務は、熊本城や中心市街地の近くに立地する当該建物について、熊本城再建に必要な部材や震災関連資料の保管庫等として利用したい旨の熊本市からの依頼に基づき実施するものであり、いたずらに民間と競合しないものであると認められる。
4 本業務が営利を目的としないものであること。	本業務については、熊本市が貸与期間中における当該建物について、維持管理に係る経費を負担するとともに、固定資産税及び都市計画税に係る非課税措置を講じるため、必要経費が発生しないことから、無償で貸与するものである。 よって、本業務は、営利を目的としないものであると認められる。

関係条文

○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～九 （略）

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～13 （略）

14 協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

15 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抄）

（業務の認可申請）

第十三条 法第二十条第十四項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項

平成 29 年 12 月 13 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成 29 年 12 月 13 日 諮問第 29 号)

[無線局免許申請手続等に係る規制緩和等を図る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(福田課長補佐、菊池係長)

電話：03－5253－5874

改正の主な目的

1 無線局免許申請等に係る電子申請の普及・促進

無線局免許申請等の電子申請における入力様式と書面申請の様式の相違から申請項目の配置が異なっていること等を改善し、電子申請普及・促進に資するための制度整備を行う。

2 規制緩和を図り利便性の向上等の促進

総合無線局監理システムにおける無線局データベースの充実や免許人による無線局の管理態勢の向上等を踏まえ、規制の簡素合理化を図り、無線局に係る各種申請や運用について利便性の向上等を促進するための制度整備を行う。

改正の概要

制度整備の主な内容は以下のとおり。（詳細は3ページ以降参照）

1 電子申請の普及・促進を図るための改正

- ① 電子申請と書面申請の親和性を高めるとともに、様式が定まっていない申請書等の様式化と併せ、申請書等の統合化を図る。
- ② 電子申請時における再免許申請期間の延長（一部の局種について3か月前までの期間を1か月前まで延長）

2 規制緩和を図るための改正

- ① 再免許申請時に省略できる添付書類の拡大（事項書、工事設計書の省略：基幹放送局等一部の局種を除く）
- ② 免許証票の廃止
- ③ 免許状の掲示義務の廃止（船舶局等を除く）
- ④ 業務日誌の電子化（交信内容等の電磁的記録を可能とする）

3 その他

- ① パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う措置
- ② 電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止（FDによる申請の廃止） 等

電波監理審議会への諮問事項の概要

①様式が定まっていない申請書等の様式化等

(無線局免許手続規則第16条、第24条の2、第24条の4、第25条の23、別表の5様式^注)

⇒様式が定まっていない手続の様式化、類似の様式の統合化を行うことにより、免許人の利便性の向上を図り、電子申請の促進に資するもの。

注

免許・再免許申請書(別表第一号)⇐第16条に係る様式

包括免許開設・変更届(別表第三号の五、六)⇐第24条の2に係る様式

特定無線局廃止届(別表第七号の二)⇐第24条の4に係る様式

包括登録開設届(別表第三号の七)⇐第25条の23に係る様式

②再免許申請時に省略できる添付書類を拡大(無線局事項書、工事設計書の省略)(無線局免許手続規則第16条の3)

⇒申請者の負担軽減として、現に免許を受けている無線局事項書、工事設計書に記載されている内容と同一の内容で申請する場合は、無線局事項書、工事設計書の添付を省略し、再免許申請書のみで申請することができるようにするもの。簡易無線局、構内無線局、基地局、携帯基地局、陸上移動局、携帯局、アマチュア局等が対象。

③電子申請時における再免許申請期間の延長(一部の局種について3か月前までの期間を1か月前までとする)

(無線局免許手続規則第18条第2項)

⇒電子申請の促進及び規制緩和として、電子申請時における再免許申請期間を延長するもの。船舶局、遭難自動通報局、航空機局、構内無線局、気象援助局等が対象。

④パーソナル無線の免許及び再免許の終了に伴う規定の整理

(電波法施行規則第33条、無線局免許手続規則第15条、無線設備規則第14条、第54条、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条)

⇒パーソナル無線の周波数の割当期限が平成27年11月30日であり、新たな免許及び再免許が終了したことに伴い、パーソナル無線に係る規定を削除するもの。

諮問事項以外の概要①

◇書面申請の様式見直し、様式が定まっていない申請書等の様式化等（諮問事項以外）

（電波法施行規則第43条の2、第43条の3、無線局免許手続規則第11条、第12条 他）

⇒電子申請との親和性を高め書面申請の様式を見直すとともに、様式が定まっていない手続の様式化、類似の様式の統合化を行うことにより、免許人の利便性の向上を図り、電子申請の促進に資するもの。

◇パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理

（電波法施行規則第9条の3 他、無線局免許手続規則第2条の2 他）

⇒パーソナル無線の周波数の割当期限が平成27年11月30日であり、新たな免許及び再免許が終了したことに伴い、パーソナル無線に係る規定を削除するもの。

◇免許状掲示義務の一部廃止（電波法施行規則第38条第2項）

⇒免許状については、無線局に備え付けておくことで無線局監理上支障ないと判断されることから、免許状の掲示義務を廃止するもの。ただし、国際条約等の関係から、船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局については、引き続き、掲示義務を課すこととしている。

◇免許証票の廃止（電波法施行規則第38条第3項）

⇒免許証票については、無線局の免許状を備え付けることが難しい陸上移動局等が、「免許を有していること」を明らかにするため、免許状の代わりに備え付けることを求めてきた経緯があるが、総合無線局監理システムにおける無線局データベースの充実を踏まえ、免許状や事項書等の備え付け書類による無線局管理でも支障がないと判断したことから、今回、廃止するもの。

◇業務日誌の電子化（交信内容の音声による電磁的記録を可能とする）（電波法施行規則第43条の6）

⇒無線業務日誌の記録が義務化されている船舶局、海岸局、航空局、航空機局及び固定局の交信内容等について、音声による記録（録音）を可とするもの。

諮問事項以外の概要②

- ◇ **高周波利用設備の規定の整理（無線局免許手続規則第26条、第27条、第28条 他）**
⇒無線局の手続の改正に伴い、規定ぶりを整理するもの。
- ◇ **電磁的方法により記録することができる提出書類等（FD申請）の廃止**
（電波法施行規則第52条の2、無線局免許手続規則第32条、無線従事者規則第97条、登録検査等事業者等規則第24条、電波の利用状況の調査等に関する省令第9条）
⇒フロッピーディスク（FD）自体の生産終了等の現状を踏まえ、FD申請を廃止するもの。
- ◇ **工事設計書の通過帯域幅の記載方法の緩和（無線局免許手続規則別表第二号）**
⇒受信機における通過帯域幅の規定点を明確化するもの。
- ◇ **その他規定の整理（電波法施行規則第51条の10の5、登録検査等事業者等規則第22条 他）**

平成30年3月1日施行を予定している改正省令の主な内容

1 電波法施行規則

- ① 免許状揭示義務の一部廃止（第38条第2項）
- ② 免許証票の廃止（第38条第3項）
- ③ 業務日誌の電子化（交信内容の音声による電磁的記録を可能とする）（第43条の6）
- ④ 電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止（第52条の2）

2 無線局免許手続規則

電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止等（第32条他）

3 無線従事者規則

電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止等（第97条他）

4 登録検査等事業者等規則

- ① 電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止（第24条）
- ② 免許状揭示義務の一部廃止に伴う規定の整理（別表第五号、別表第七号、別表第八号）

5 電波の利用状況の調査等に関する省令

電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止（第9条）

平成31年1月1日施行を予定している改正省令の主な内容

1 電波法施行規則

- ① パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理（第9条の3、第33条）
- ② 様式が定まっていない手続の様式を定める等（第43条、第43条の2、第43条の3 他）

2 無線局免許手続規則

- ① 電子申請と書面申請の親和性を高めるための様式や様式が定まっていない手続の様式を定める（無線局免許手続規則第16条、第24条の2、第24条の4、第25条の23、別表第一号、第三号の五、第三号の六、第七号の二、第三号の七、第11条、第12条 別表三号 他）
- ② 再免許申請時に省略できる添付書類の拡大（第16条の3）
- ③ 電子申請時における再免許申請期間の緩和（第18条第2項）
- ④ パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理等（第15条、第54条 他）

3 無線設備規則

パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理（第14条、第54条）

4 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理（第2条、別表第一号 他）

5 登録検査等事業者等規則

用語の整理（第22条、別表八号）

注:赤字が電波監理審議会への諮問事項

電子申請と書面申請との親和性を高め、電子申請の推進を図るため様式を次のとおり整備する。

[主な見直し区分]

- 1 書面申請の申請項目の配置を見直すため様式を変更する。
- 2 これまで様式が定まっていなかった申請や廃止届等の様式を定める。
- 3 類似の申請行為の様式はできるだけ統合化する。（例：免許申請書・3様式から1様式）
- 4 その他規定の整理（様式番号について、類似の申請行為毎に整理等）

◎今回の様式見直しにより、以下のとおり申請等の様式を整備する。

一号	免許、登録、再免許、再登録の申請の様式	七号	廃止届
二号	事項書、工事設計書の様式	八号	特定基地局開設計画申請、開設計画
三号	工事落成延長申請、工事落成・工事完了届、開始届	九号	高周波利用設備
四号	変更申請	十号	高周波許可状
五号	承継関係	十一号	外国無線局運用許可申請
六号	免許状、登録状、免許状等再交付、免許状等訂正	十二号	承継関係無線局の運用特例届

無線局免許手続規則（55様式（配置見直し16様式、新規16様式、統合化5様式、配置見直し・統合化2様式、新規・統合化1様式、その他整理15様式）

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
	《申請書関係：8様式》			《4様式》		
3	免許（PA・AT）	一号	免許・再免許様式を一本化	免許・再免許	一号	免則3条、第16条第2項
3	免許（PA・AT除く）・再免許（AT等除く）	一号の二				
3	再免許（AT等）	一号の二の二				
4	特定無線局の免許・再免許	一号の三		特定無線局の免許・再免許	一号の二	免則20条の5第2項、20条の8第2項
3	登録	一号の四	個別登録で整理	登録・再登録	一号の三	免則25条の10第1項
3	再登録	一号の五				免則25条の14第2項
3	包括登録	一号の四	包括登録で整理	包括登録・包括再登録	一号の四	免則25条の17第1項
3	包括再登録	一号の五				免則25条の19第2項

様式見直しの概要②

8

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
	《事項書関係:6様式》			《5様式》		
1	基幹放送局	二第1		基幹放送局	二第1	免則4条、12条
1	固定局等	二第2		固定局等	二第2	免則4条、12条
1	船舶局等	二第3		船舶局等	二第3	免則4条、12条
1	航空機局等	二第4		航空機局等	二第4	免則4条、12条
1、3	衛星基幹放送局等	二第5	2号第5、6を一本化	衛星基幹放送局等	二第5	免則4条、12条
1、3	人工衛星局等	二第6				
	《設計書関係:8様式》			《8様式》		
1	基幹放送局	二第2第1		基幹放送局	二第2第1	免則4条、12条
1	基地局等	二第2第2		基地局等	二第2第2	免則4条、12条
1	固定局	二第2第3		固定局	二第2第3	免則4条、12条
1	航空局等	二第2第4		航空局等	二第2第4	免則4条、12条
1	地球局等	二第2第5		地球局等	二第2第5	免則4条、12条
1	船舶局	二第2第6		船舶局	二第2第6	免則4条、12条
1	航空機局	二第2第7		航空機局	二第2第7	免則4条、12条
1	人工衛星局等	二第2第8		人工衛星局等	二第2第8	免則4条、12条
	《事項書・設計書等:6様式》			《5様式》		
1、3	陸上移動局等	二第3第1		陸上移動局等	二第3第1	免則4条、12条
1、3	PA	二第3第2				
1	特定船舶局等	二第3第3		特定船舶局等	二第3第2	免則4条、12条
1	AT	二第3第4		AT	二第3第3	免則4条、12条
1	特定無線局	二第4		特定無線局	二第4	免則20条の6、20条の9、25条の2
1	登録局	二第5		登録局	二第5	免則25条の10第3項、25条の17第3項

様式見直しの概要③

9

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
	《その他:22様式》			《33様式》		
2			新たに様式を整備	工事落成期限延長申請書	三号	免則11条第2項
2			新たに様式を整備	変更申請書	四号	免則12条第2項、25条第1項
2			新たに様式を整備	工事落成・工事完了届	三号の二	免則13条第2項、25条第5項
2			新たに様式を整備	免許相続届 免許承継申請書	五号	免則20条の2第2項
3	免許承継申請書	三号	免許承継を一本化			免則20条の3第3項
3	免許承継申請書	四号				免則20条の3の2第3項
3	免許承継申請書	四号の二				免則20条の3の3第2項
4	免許状(基幹放送局)	五号		免許状(基幹放送局)	六号	免則21条第1項
3	免許状(基幹放送局、PA、AT以外)	五号の二		免許状(基幹放送局、AT以外)	六号の二	免則21条第1項
3	免許状(PA)	五号の三				
4	免許状(AT)	五号の四		免許状(AT)	六号の三	免則21条第1項
4	免許状(包括)	五号の五		免許状(包括)	六号の四	免則21条の2
2			新たに様式を整備	免許状訂正申請書	六号の五	免則22条第2項
2			新たに様式を整備	免許状・登録状再交付	六号の六	免則23条第2項、25条の22の2第2項
2			新たに様式を整備	特定無線局運用開始期限延長申請書	三号の三	免則23条の2第2項
2			新たに様式を整備	運用開始届、休止届	三号の四	免則24条第3項
4	包括免許開設・変更届	五号の五の二		包括免許開設・変更届	三号の五	免則24条の2第2項
4	包括免許開設・変更届	五号の五の三		包括免許開設・変更届	三号の六	免則24条の2第2項
2			新たに様式を整備	廃止届	七号	免則24条の3第2項
2			新たに様式を整備	特定無線局廃止届	七号の二	免則24条の4第2項
2			新たに様式を整備	包括免許変更申請書	四号の二	免則25条の2第1項、25条の2第2項

様式見直しの概要④

10

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
4	特定基地局開設計画認定申請	五号の六		特定基地局開設計画認定申請	八号	免則25条の4第3項
4	特定基地局開設計画	五号の七		特定基地局開設計画	八号の二	免則25条の4第3項
2			新たに様式を整備	認定計画相続届出 認定計画承継申請	五号の二	免則25条の8(準用20条の2)
3	認定計画承継申請	五号の八	認定計画承継を一本化			免則25条の8(準用20条の3)
3	認定計画承継申請	五号の九				免則25条の8(準用20条の3の2)
2			新たに様式を整備	登録局承継届出書	五号の三	免則25条の15第2項
4	登録状	五号の十		登録状	六号の七	免則25条の21第2項
2			新たに様式を整備	登録状訂正申請書	六号の八	免則25条の22第2項
4	包括登録開設届	五号の十一		包括登録開設届	三号の七	免則25条の23第3項
2			新たに様式を整備	登録局廃止届出書	七号の三	免則25条の24第2項
2			新たに様式を整備	登録局変更登録申請書	四号の三	免則25条の25第3項
4	高周波許可申請	六号第1		高周波許可申請	九号	免則26条第2項
4	高周波許可申請添付書類	六号第2		高周波許可に係る添付書類	九号の二	免則26条第2項、29条第1項
4	高周波許可申請添付書類	六号第3		高周波許可に係る添付書類	九号の三	免則26条第2項、29条第1項
4	高周波許可状	七号		高周波許可状	十号	免則27条第1項
4	外国無線局運用許可申請	八号		外国無線局運用許可申請	十一号	免則31条第4項
2			新たに様式を整備	外国無線局運用許可申請書の添付書類の様式	十一号の二	免則31条第4項
4	無線局の運用特例届	九号		無線局の運用特例届	十二号	免則第31条の3第3項、31条の4、31条の5

電波法施行規則（新規4様式、その他整理1様式）

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
4	点検実施報告書	五号の三	注の修正	点検実施報告書	五号の三	
2			新たに様式を整備	記載事項変更届出書	五号の四	施則43条第5項
2			新たに様式を整備	基幹放送局事業計画変更届出書	五号の五	施則43条の2第3項
2			新たに様式を整備	基幹放送局事業収支結果報告書	五号の六	施則43条の2第3項
2			新設（新たに様式を整備）	非常局の機能試験免除申請書	五号の七	施則43条の3第1項

登録検査等事業者等規則（その他整理1様式）

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
4	点検結果通知書	八号	注の修正等	点検結果通知書	八号	事業者規則第21条